

## 告 示

### 埼玉県告示第百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

くみまちモールにいざ

埼玉県新座市大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地二十二街区十街区

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）カインズモール新座

埼玉県新座市大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地二十二街

区十街区

（変更後）くみまちモールにいざ

埼玉県新座市大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地二十二街

区十街区

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては

代表者の氏名

（変更前）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

（変更後）株式会社カインズ 代表取締役 高家正行

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号 外 計二者

（変更後）株式会社カインズ 代表取締役 高家正行

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号 外 計二者

#### ハ 変更年月日

平成三十一年三月一日外

#### ニ 届出年月日

令和二年二月十四日

二 縦覧期間

令和二年三月二十三日から令和二年七月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年三月二十三日から令和二年七月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課